

受講無料

広島北税務署による 税務研修会2024

NEW

定額減税・電子帳簿保存法

どう変わる？ どう変わった？

定額減税とは

令和6年分の所得税について、一定の要件をもとに、定額による所得税額の特別控除を受けられる制度です。

・・・【特別控除の額】・・・

①本人 30,000円

②同一生計配偶者及び扶養親族

1人につき30,000円

(例) 配偶者と2人の子を扶養している場合、本人分も含めて12万円の控除額となります。

・・・【実施時期】・・・

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等につき源泉徴収される所得税等の額から特別控除額を控除します。

■日時 令和6年5月14日(火)

14:00～16:00

■場所 北広島町商工会 本所

2階大会議室

山県郡北広島町有田1234-1

■講師 広島北税務署(職員)

■内容 ① 定額減税について
② 電子帳簿保存法について
③ 消費税インボイスについて

■定員 50名 ※締切り: 5月2日(木)まで

■申込 北広島町商工会 本所 (お問合せ TEL 0826-72-2380)

下記の受講申込書へご記入のうえ、5月2日(木)迄に

FAX (0826-72-5770) にてお申込みください。



北広島町商工会 税務研修会2024 受講申込書

事業所名		受講人数	名
住所	〒 -	業種	
電話番号	() -	e-mail アドレス	

この研修会は、北広島町商工会と広島北法人会北広島支部の共催で開催します。